



令和 7 年度 働き方改革推進支援助成金・業務改善助成金に関して

今回は、ひょうご税理士法人グループ内のまどか社会保険労務士法人より、2つの助成金についてご案内します。

働き方改革推進支援助成金

働き方改革



働き方改革推進支援助成金とは、36協定時間の削減、年休促進をする中小企業者が、労働能率増進のためのシステム、機械、貨物自動車等を購入する場合、その費用の原則8割を助成するという、働き方を改革しようとしている中小企業者を後押しする助成金です。

36協定時間の削減で申請する場合、**60 時間を超える** 36 協定を**令和7年3月31日**までに労働基準監督署へ届け出が必要です。36協定削減時間・業種で助成金額が異なり、

購入費8割（100万円～250万円）助成されます。【令和7年度助成金申請は令和7年4月1日以降開始予定】

申請注意点・・・労働局に申請書を提出し、「交付決定」されるまで発注できません（すでに発注していれば不可）

36協定削減後はその36協定を順守しなければなりません。

業務改善助成金

業務改善助成金とは生産性向上に資する設備投資等を行うとともに、

事業場内最低賃金を一定額（30円～90円）以上引き上げた場合、

その設備投資にかかった費用の一部を助成するものです。

（兵庫県・大阪府に事業場がある中小企業者が申請する場合にかかった

費用の4分の3【30万円～600万円】が助成されます）

令和6年10月1日から最低賃金は、兵庫県は1052円、

大阪府は1114円【令和7年度助成金申請は令和7年4月1日以降開始予定】

申請注意点・・・賃金引き上げ額・人数で助成金額が異なる。（右図参照）

**令和6年度最低賃金引き上げられたことに伴う
事業場内賃金を引き上げた場合における申請不可
労働局に申請書提出するまで発注不可。**

業務改善助成金 助成上限額

コース 区分	事業場内 最低賃金の 引き上げ額	引き 上げる 労働者数	助成上限額	
			右記以外 の事業者	事業規模 30人未満の 事業者
30円 コース	30円 以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
45円 コース	45円 以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
60円 コース	60円 以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
90円 コース	90円 以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

まどか社会保険労務士法人でできること

助成金申請時には就業規則の作成が必要となり、働き方改革推進支援助成金では36協定の作成・届出が必要となります。まどか社会保険労務士法人では毎月開催されている「最新助成金活用セミナー」に参加いただいた中小企業者には **就業規則・36協定を無料で作成・届出** 承っております。

次回セミナーは10月16日（水）16時～17時30分 ZOOMでの参加も可能。

就業規則

内容に関するお問合せ・ご相談はまどか社会保険労務士法人までお願いします。（担当：里深）
まどか社会保険労務士法事務先 06-6429-1112